# 韮崎市公共建築物個別施設計画

【第２期】

令和７年６月

# 目　次

第１章　公共建築物個別施設計画について
１　計画の背景及び目的 ･･････ １
２　計画の期間、対象施設 ･･････ １
３　取組の方向性 ･･････ ３
４　目標値 ･･････ ４

第２章　中分類による計画
１　市民文化系施設 ･･････ ５
(1)文化施設 ･･････ ５
(2)交流施設 ･･････ ８
(3)集会施設 ･･････10
２　社会教育系施設 ･･････13
(1)図書館 ･･････13
(2)博物館等 ･･････14
３　スポーツ・レクリエーション系施設 ･･････17
(1)スポーツ施設 ･･････17
(2)観光施設 ･･････22
(3)保養施設 ･･････24
４　産業系施設 ･･････26
(1)産業施設 ･･････26
５　学校教育施設 ･･････28
(1)学校 ･･････28
６　子育て支援施設 ･･････31
(1)保育園 ･･････31
(2)幼児・児童施設 ･･････33
７　保健・福祉施設 ･･････36
(1)高齢福祉施設 ･･････36
(2)その他社会福祉施設 ･･････38
８　行政系施設 ･･････40
(1)庁舎等 ･･････40
(2)消防施設 ･･････43
(3)その他行政系施設 ･･････48
９　公営住宅 ･･････52
(1)市営住宅 ･･････52
(2)定住促進住宅 ･･････55
10 その他 ･･････57
(1)普通財産 ･･････57
11 公園 ･･････59
(1)公園 ･･････59

第３章　計画の実行
１　計画の実施 ･･････62
２　フォローアップの方法 ･･････62

## 第１章　第２期公共建築物個別施設計画について

### １　計画の背景及び目的

平成２７年度に策定（令和３年度改定）した公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）では、本市の現状と見通しの中で、人口については、平成２７年度の３０，６８０人が、令和２７年度には１９，１８７人（△３７．５％）に減少し、財政状況では、歳入が、生産年齢人口の減少等により増収は見込めず、歳出は、社会保障費等の増加が見込まれ、今後も厳しい財政状況になると見込んでいます。

また、現在保有する公共建築物の大規模改修、更新費用の試算では、今後（令和７年度以降）、年平均で約１３億３，０００万円の費用を要すると見込んでいます。

このような状況において、健全で持続可能な資産経営を実現するため、以下の３つの基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することとしました。

〈公共施設等総合管理計画概要（平成 27（2015）年～令和26（2044）年）〉

○基本方針１　総資産量の適正化
　　公共建築物の総延床面積縮減目標　２０％

○基本方針２　ライフサイクルコストの縮減
　　維持管理コストの削減、計画保全の実施、大規模改修・更新周期の延長

○基本方針３　市民参加・民間活力導入
　　施設管理への市民参加の検討、民間活力の導入

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成２５年１１月２９日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）により策定された総合管理計画に基づき、各施設の長寿命化や廃止等の方向性を定める個別施設計画です。

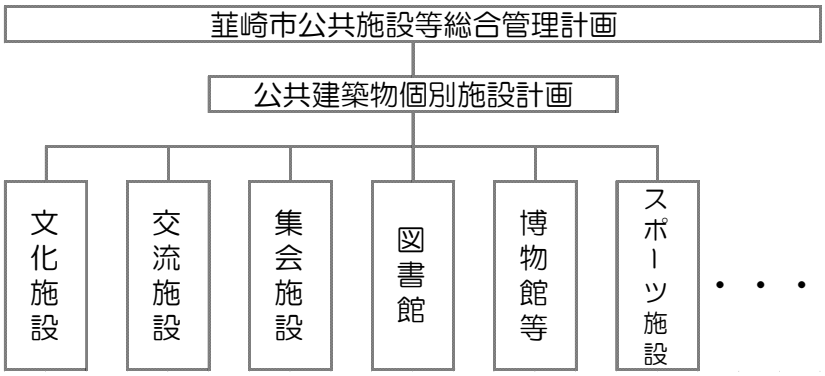


### ２　計画の期間、対象施設

総合管理計画が平成２７年度から令和２６年度までの３０年間を対象期間としており、本計画は、令和７年度から令和１６年度までの１０年間の計画期間として目標を設定し、期末には評価、見直しを行い、第３期計画は令和１７年度から令和２６年度までとします。

なお、策定後も計画の進捗や実績との乖離検証を踏まえ、定期的な見直しを行うことにより、マネジメントの向上に資することとします。

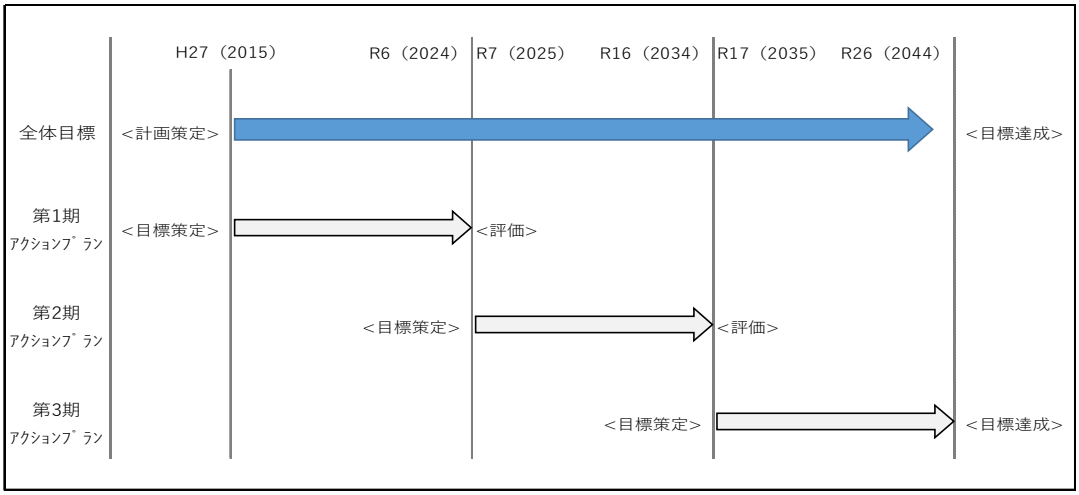


また、対象施設は下記のとおりであり、中分類ごとに策定します。

公営住宅については、令和２年度に公営住宅等長寿命化計画を策定し、学校教育施設については、令和３年度に学校施設長寿命化計画を策定しているため、それぞれの計画をもって個別施設計画に代えることとします。

対象施設一覧

| 大分類 | 中分類 | 令和６年度末 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 施設数 | 敷地面積（㎡） | 公共建築物情報 | インフラ資産情報 | |
| | | | | 延床面積（㎡） | 種目 | 面積等 |
| 1 市民文化系施設 | 文化施設 | 2 | 19,641.60 | 7,668.30 | | |
| | 交流施設 | 2 | 7,195.13 | 20,485.77 | | |
| | 集会施設 | 11 | 18,111.10 | 3,271.55 | | |
| | 小計 | 15 | 44,947.83 | 31,425.62 | | |
| 2 社会教育系施設 | 図書館 | 1 | － | － | | |
| | 博物館等 | 7 | 8,383.63 | 1,804.46 | | |
| | 小計 | 8 | 8,383.63 | 1,804.46 | | |
| 3 ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設 | スポーツ施設 | 28 | 149,867.12 | 10,693.71 | 運動場 | 132,126.12 |
| | 観光施設 | 9 | 10,236.02 | 613.88 | 公園等 | 7,463.68 |
| | 保養施設 | 1 | 7,556.47 | 2,523.89 | | |
| | 小計 | 38 | 167,659.61 | 13,831.48 | | 139,589.80 |
| 4 産業系施設 | 産業施設 | 2 | 4,328.50 | 720.23 | | |
| 5 学校教育施設 | 学校 | 7 | 177,689.00 | 51,933.20 | 運動場 | 78,419.00 |
| 6 子育て支援施設 | 保育園 | 3 | 18,745.41 | 3,115.01 | 運動場 | 4,037.13 |
| | 幼児・児童施設 | 5 | 6,656.13 | 1,434.47 | | |
| | 小計 | 8 | 25,401.54 | 4,549.48 | | 4,037.13 |

| 大分類 | 中分類 | 令和６年度末 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 施設数 | 敷地面積（㎡） | 公共建築物情報 | インフラ資産情報 | |
| | | | | 延床面積（㎡） | 種目 | 面積等 |
| 7 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 2 | 60,341.03 | 1,684.37 | | |
| | その他社会福祉施設 | 3 | 12,832.16 | 273.90 | 墓地 | 11,460.00 |
| | 小計 | 5 | 73,173.19 | 1,958.27 | | 11,460.00 |
| 8 行政系施設 | 庁舎等 | 3 | 14,834.65 | 10,309.93 | | |
| | 消防施設 | 13 | 22,691.26 | 1,982.56 | 水利(基) | 1,261 |
| | その他行政施設 | 5 | 1,130.95 | 1,196.17 | | |
| | 小計 | 21 | 38,656.86 | 13,488.66 | | 1,261.00 |
| 9 公営住宅 | 市営住宅 | 8 | 48,501.37 | 35,719.25 | | |
| | 定住促進住宅 | 3 | 23,452.09 | 14,764.68 | | |
| | 小計 | 11 | 71,953.46 | 50,483.93 | | |
| 10 その他 | 市民駐車場 | 2 | 893.30 | － | 駐車場 | 893.30 |
| | 普通財産建物 | 5 | 12,525.51 | 2,161.66 | | |
| | 小計 | 7 | 13,418.81 | 2,161.66 | | 893.30 |
| 11 公園 | 公園 | 12 | 351,832.11 | 3,172.30 | 公園 | 351,832.11 |
| 12 基盤施設 | 基盤施設 | 4 | － | － | 道路等 | 658,112.1 |

３　取組の方向性と建物の対策

取組の方向性は、総合管理計画にも記載されているとおり、以下の区分によります。また、要検討を加えます。

≪取組の方向性≫

○ 継続：維持管理費の縮減、計画保全を実施します。
○ 改善：利用率向上のため、サービスの充実や広報強化に努めます。
○ 大規模改修：計画保全上、長寿命化のため必要な施設に大規模改修を実施します。
○ 更新：面積縮小を検討し、維持管理上経済的・合理的な施設整備を実施します。
○ 複合化・集約化：他の用途施設との複合化、または同じ用途施設の集約化を図ります。
○ 広域利用：近隣市町村と連携し、広域利用を図ります。
○ 民間活力導入：民営化やＰＰＰ／ＰＦＩ等による施設整備・管理を進めます。
○ 廃止：施設を廃止し、跡地を原則として売却、または民間に貸し付けます。
○ 要検討：本計画期間内において、取組の方向性を検討します。

建物の対策は、以下の区分によります。

≪建物の対策≫

○ 長寿命化：耐用年数を超える目標使用年数まで使用するための長寿命化工事をします。

○ 単独改築：集約化・複合化できない場合に単独で建替えします。
○ 集約的改築：複数の施設・機能を集約して建替えします。
○ 事後保全：長寿命化改修を行わず、補修等を行いながら当面、維持します。
○ 民間譲渡等：民間譲渡等：他の用途に転用し、民間事業者等に施設を譲渡、貸付します。
○ 解体：機能廃止後の建物を解体します。
○ 要検討：現時点において、上記建物の対策を決定ができないものです。

## ４　目標値

総合管理計画では、平成２７年度から令和２６年度までに公共建築物延床面積を２０％削減する目標であり、令和６年度末で、４．６０％削減できており、令和１６年度末までに平成２７年度と比較して、１２．３８％削減を目標とします。

**公共施設等総合管理計画における期別削減状況と目標**

（単位：㎡、％）

| | | 延床面積 | 期中 | | 累計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 削減面積 | 削減率（対H27） | 削減面積（対H27） | 削減率（対H27） |
| 第1期【H27～R6】 | 期首【H27】 | 194,119.14 | 8,921.14 | 4.60 | 8,921.14 | 4.60 |
| | 期末【R6】 | 185,198.00 | | | | |
| 第2期【R7～R16】 | 期首【R7】 | 185,198.00 | 15,108.37 | 7.78 | 24,029.51 | 12.38 |
| | 期末【R16】 | 170,089.63 | | | | |
| 第3期【R17～R26】 | 目標 | 155,295.31 | 14,794.32 | 7.62 | 38,823.83 | 20.00 |

※ 第1期【H27～R6】中の削減面積（8,921.14㎡）には、普通財産への異動（1,985.46㎡）を含んでいる。

第２章　中分類による計画

１　市民文化系施設

（1）文化施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京エレクトロン韮崎文化ホール | H7.7.1 | ＳＲＣ | 50 | 30 | 不要 | 6,920.77 | |
| 勤労青年センター | S59.4.27 | RC | 47 | 41 | 不要 | 747.53 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

文化ホールは、平成７年の開館以来、建築から 30 年を経過するため、施設、設備の老朽化に伴う機能低下や劣化等様々な課題を抱えています。平成１７年度に施設の診断・点検を行い、外壁改修工事を施工しました。

大ホールは、平成 27 年度に舞台照明設備、令和元年度に照明機器の操作に必要な調光装置の更新を行い、今後、天井や照明設備、舞台装置等の改修が必要となります。また、小ホールも、平成２６年度に音響機器の改修、令和２年度に調光装置の更新を行い、今後、大ホール同様の改修が必要となります。

また、令和３年度には、館内すべてのトイレを洋式化し、令和４年度には誘導灯照明の LED 化、令和５年度には高圧ケーブルやエレベーターなど設備の改修、令和６年度には、冷温水機発生機の更新を行うなど、毎年計画的な改修を実施していますが、今後、耐用年数を超え、65 年を使用目標とするためには、さらに大規模な修繕を必要とします。

勤労青年センターは、平成２３年度の大規模改修から１３年が経過し、設備や備品の老朽化が進行しています。利用状況や他の施設の状況等を踏まえ、施設修繕や備品の更新または集約化、民間活力導入、廃止を検討する必要があります。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

文化ホールは、峡北地域における芸術、文化事業における中心的な役割を担っており、周辺に同様の施設はなく、大ホール、小ホールとも年間９０日程度の公演等が行われ、会議室も年間 200 日程度利用されています。また、地域防災計画において避難所に指定されている重要な施設でもあります。

勤労青年センターは、市内の文化施設としての役割を担っており、集会室や音楽室、講習室など年間 800 人程度が利用しています。隣接するウッドジム穂坂及びグリーンフィールド穂坂との一体的な利用が可能な施設でもあります。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

文化ホールは、管理運営に指定管理者制度を導入しており、大ホールなどを活用した公演等に支障がないよう、日常点検を行い、計画的に改修等を行う必要があります。

また、全館休館しての大規模改修時は、指定管理者募集に留意する必要があるとともに、周辺同等施設への協力依頼と利用予定者への周知、案内が必要になります。

勤労青年センターは、管理運営を委託していますが、利用者数が減少傾向にあり、老朽化も進行しているため、管理運営費や利用状況を分析のうえ、今後は、施設のあり方について検討する必要があります。

・優先順位の考え方

文化ホールは、人口規模等の制約を受けないため、建築面積は現状維持とし、施設としては長寿命化に向けた屋上防水、外壁改修工事、照明機器、電気設備及びエレベーターの更新を行います。その際、令和３年度に策定した長寿命化に向けた基本計画により、プロポーザル方式による基本設計、実施設計、施工を検討します。

勤労青年センターは、同様の機能を有している市民交流センター等があり、利用率が低いことから、維持管理費の縮減、計画保全を行うとともに、隣接する体育施設とあわせて、施設の廃止や民間利活用など、施設のあり方を検討します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 東京エレクトロン韮崎文化ホール | 大規模改修 | 長寿命化 | 現有面積のまま計画的な大規模改修により、耐用年数を超え 65 年を使用目標とする長寿命化を図ります。 |
| 勤労青年センター | 要検討<br>民間活力導入 | 解体<br>民間譲渡等 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施し、隣接する体育施設とあわせて、施設の廃止や民間利活用など、施設のあり方を検討します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京エレクトロン韮崎文化ホール | 方針検討<br>一部長寿命化 | 基本設計<br>一部長寿命化 | 実施設計<br>一部長寿命化 | 大規模改修 | 大規模改修 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 勤労青年センター | 検討 | 検討 | 民間譲渡 | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間内における概算費用は、約２５億４，０００万円です。

施工内容により事業費の増減はありますが、計画的に施工することにより、事業費の平準化を図ります。

（2）交流施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市民交流センターニコリ | S59.10.3 | RC | 50 | 14 | 不要 | 15,390.79 | H22 取得 |
| 市民交流センター立体駐車場 | S59.10.3 | S | 31 | 14 | 不要 | 5,094.98 | H22 取得 |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

市民交流センターニコリ及びその駐車場は、昭和５９年に建設された商業施設を、平成２２年に取得、大規模改修を施工し、平成２３年９月にオープンした施設です。平成２８年度には地下改修工事を行い、アートギャラリーや青少年育成プラザ等を設置しました。大規模改修後の１５年を経過し、空調設備には改修が必要な箇所があります。

立体駐車場も多くの方に利用されていますが、最近の自動車の大型化に対応しておらず、今後検討する必要があります。また、２４時間の利用を進め、利便性の向上に努めます。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

市民交流センターニコリは、韮崎駅前という立地条件にあり、市民の主体的な生涯学習、芸術文化活動を支え、あらゆる世代が交流し楽しむ場として、様々な機能を集約したまちづくりの拠点として整備された施設です。会議室の外、音楽室、音楽スタジオなどがあり、本市にとって極めて重要な施設です。

地下１階：アートギャラリー、音楽スタジオ、青少年育成プラザ
１階：地域情報発信センター、ふるさと偉人資料館、各種会議室
２階：大村記念図書館、イベントスペース、各種会議室
３階：多目的ホール、子育て支援センター、コワーキングスペース＆サテライトオフィス、各種テナント

・対策を実施する際に考慮すべき事項

管理運営は指定管理者制度を導入しており、各種の機能を集約した施設であるため、来館者も多いことから、日常点検を行い、計画的に改修等を行う必要があります。

・優先順位の考え方

市民交流センターニコリ及び駐車場は、人口規模等の制約を受けないため、建築面積は現状維持とし、日常点検、定期的な診断、長寿命化に向けた電気設備、空調設備及び照明機器の更新を行い、計画保全を実施します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 市民交流センターニコリ | 改善 | 長寿命化 | 現有面積のまま計画的な修繕を行うことにより、耐用年数を超え、使用目標を65年とする長寿命化を図ります。 |
| 市民交流センター立体駐車場 | 改善 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市民交流センター<br>ニコリ | 空調設備更新 | 空調設備更新<br>屋上防水改修 | 送排風機更新<br>電気設備更新 | 送排風機更新<br>給排水設備更新 | 送排風機更新 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 給湯器更新 | 外壁調査 | 外壁改修 | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 市民交流センター<br>立体駐車場 | | 天井耐火被覆改修 | 防水改修 | 天井耐火被覆改修 | 駐車場区画線改修 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間内における概算費用は、約２億６，０００万円です。

市民交流センターニコリ及び駐車場は、指定管理者による日常点検、定期的な調査を行い、指定管理者と協議しながら、長寿命化を実施していきます。

（3）集会施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎公民館 | H23.7.1 | RC | 47 | 14 | 不要 | 167.85 | ニコリ内 |
| 穂坂公民館 | S58.3.25 | S | 34 | 42 | 不要 | 439.95 | |
| 藤井公民館 | H30.9.14 | RC | 47 | 7 | 不要 | 311.42 | |
| 中田公民館 | H4.6.15 | RC | 47 | 33 | 不要 | 334.67 | |
| 穴山公民館 | H21.1.26 | W | 22 | 16 | 不要 | 318.31 | |
| 円野公民館 | H9.3.28 | S | 34 | 28 | 不要 | 299.31 | |
| 清哲公民館 | H15.3.15 | S | 34 | 22 | 不要 | 320.43 | |
| 神山公民館 | H16.3.26 | S | 47 | 21 | 不要 | 299.88 | |
| 旭公民館 | S59.3.28 | RC | 47 | 41 | 不要 | 299.17 | |
| 大草公民館 | H13.12.10 | W | 22 | 23 | 不要 | 320.42 | |
| 竜岡公民館 | R5.3.22 | W | 47 | 2 | 不要 | 327.99 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

建築から２０年以上経過している公民館は、外壁等の老朽化が目立ち、会議室などの壁紙や床等が損耗し、照明器具などの設備も老朽化している状況にあります。令和３年度に中田公民館と円野公民館でトイレの洋式化を行いました。

また、平成２８年度にすべての公民館の大会議室にエアコンを設置し、平成３０年度には藤井公民館をたんぽぽ保育園との複合施設として整備、令和元年度には建設から３５年経過した旭公民館の大規模改修、令和４年度に竜岡公民館の建替えを行いました。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

各地区により利用状況に差はありますが、地区公民館は、多様な学習機会や集会の場として、地域社会の形成や地域文化の振興にも貢献しています。地域住民の日常生活に最も身近な生涯学習施設であり、地域防災計画においても避難所に位置づけられている重要な施設です。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

公民館ではサークル活動等が毎月開催されていますので、改修する場合などは代替え施設が必要となります。

・優先順位の考え方

総合管理計画に基づき、定期的な点検、診断を行い、建築から３０年以上経過した中田公民館については、複合化・集約化を検討のうえ大規模改修等を実施します。それ以外の施設については、維持管理費の縮減、計画保全を実施します。穂坂公民館は、ＪＡ梨北穂坂支店と共同使用しているため、市・ＪＡ・地区三者での協議を行い、現施設の改修や他施設の利活用も含め、施設のあり方を検討します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 韮崎公民館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 穂坂公民館 | 要検討 | 解体 | ＪＡ及び地区との協議を踏まえ、施設の解体を検討します。 |
| 藤井公民館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 中田公民館 | 大規模改修 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全と大規模改修を実施します。 |
| 穴山公民館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 円野公民館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 清哲公民館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 神山公民館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 旭公民館 | 継続 | 事後保全 | 令和元年度に大規模改修を行い、引き続き計画保全を実施します。 |
| 大草公民館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 竜岡公民館 | 継続 | 事後保全 | 令和４年度に改築しました。引き続き計画保全を実施します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 穂坂公民館 | 検討 | 検討 | | | 解体等 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 中田公民館 | | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | 検討 | 設計 | 大規模改修 | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約５，３００万円（穂坂公民館解体費を除く）です。

集会施設は市民の多くが利用する施設であり、他施設の状況を見ながら、３０年以上経過した施設から順次複合化・集約化を検討のうえ、大規模改修等により長寿命化を図るなど、維持管理費の縮減、計画保全を実施します。

## ２　社会教育系施設

### （1）図書館

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大村記念図書館 | H23.7.1 | ＲＣ | 50 | 14 | 不要 | 2,964.25 | ニコリ内 |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

大村記念図書館は、改修が必要な箇所はありません。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

市民の教養向上、調査研究のために設置され、約１６万点の蔵書があります。年間入館者数は約８万人、貸出冊数は約１５万冊です。また、令和２年１２月より電子図書を導入し、約５７０のコンテンツの貸出も行っており、本市の重要な社会教育施設です。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

施設の管理運営は指定管理者が行っており、利用者に支障がないよう、市民交流センターの施設改修にあわせて整備を行います。

・優先順位の考え方

維持管理費の縮減を行いながら計画保全を実施します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 大村記念図書館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

④　対策費用とその効果

維持管理費の縮減を行いながら計画保全を実施します。

（2）博物館等

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大村美術館 | H19.10.19 | RC | 50 | 17 | 不要 | 788.76 | |
| 大村美術館サテライト | H23.7.1 | RC | 50 | 14 | 不要 | 37.59 | ニコリ内 |
| 民俗資料館 | S54.6.30 | RC | 50 | 46 | 不明 | 761.86 | |
| 朝穂堰水配人詰所文庫 | S27.4.1 | W | 15 | 73 | 不要 | 1.69 | |
| ふるさと偉人資料館 | H23.7.1 | RC | 50 | 14 | 不要 | 133.00 | ニコリ内 |
| 大村家住宅 | R3.3.18 | W | 22 | 4 | 不要 | 252.15 | |
| 茶室 | R7.3.31 | W | 22 | 0 | 不要 | 97.78 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

美術館は、平成２９年度に新たな収蔵庫を建設し、受付や収蔵庫を記念室への改修工事などを行いました。改修工事の際に、美術館の軽微な補修も実施しており、今後、照明器具の LED 化や空調設備の更新などを行います。

美術館サテライト、ふるさと偉人資料館は、市民交流センターニコリ内に併設されており、改修が必要な箇所はありません。

民俗資料館は、建築から４０年以上が経過し、耐震基準を満たしているかは不明です。今後、施設の維持管理を継続し、将来的には新府城ガイダンス施設の整備にあわせ、遺跡調査会事務室と埋蔵文化財遺物等収納庫の文化財関係施設の集約化を図ります。

朝穂堰水配人詰所文庫は、現状のまま維持管理を行っていきます。

大村家住宅は、大村名誉市民から寄付された生家の主屋、土蔵を、セミナーハウスや短期滞在施設として活用するため、令和２年度に改修した施設です。

茶室は、民間事業者から寄附を受けた旧畠山一清邸新座敷で、大村家住宅の隣接地へ令和６年度に移築復元した施設です。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

美術館は、優れた美術作品を展示し、市民の美術に対する理解を深め、芸術文化の振興を図ることを目的とした施設です。大村博士のノーベル賞受賞により、美術館の知名度も上がったため、平成２７年度には過去最高の約５万７千人が来館するなど年間を通じて多くの方が来館されます。

毎年、市内保育園、小中学校の校外学習や地域の公民館活動としての来館を受け入れています。

美術館に隣接する大村家住宅（螢雪寮、創新苑、茶室など）により、利用者数は年々増加して

おり、学びや交流の場として市内外の方々に活用されています。
　エリア全体を韮崎大村記念公園として、全国に発信しており、そば処、温泉なども含めて、文化芸術、観光拠点としての役割を果たしております。
　民俗資料館は、各種文化財の保存や展示を行う施設であり、来館者は、平成２６年の「花子とアン」のロケセットの移築、各種イベントの開催、新府城跡の見学者の増加により、来館者が増加しております。
　朝穂堰水配人詰所文庫は、市の指定文化財として保護されている建築物です。
　ふるさと偉人資料館は、郷土の偉人を顕彰し、後世に伝承することを目的とした施設であります。

・対策を実施する際に考慮すべき事項
　美術館は、開館して１５年以上が経過し、計画的に修繕を行う必要性があります。
　美術館サテライト、ふるさと偉人資料館は、市民交流センターにあわせて施設改修を行います。
　朝穂堰水配人詰所文庫は、定期的な点検により、必要に応じ修繕等を行います。
　民俗資料館は、新府城ガイダンス施設の建設時に遺跡調査会事務室や埋蔵文化財遺物等収納庫とあわせ集約化を図ります。

・優先順位の考え方
　美術館は、効率的な施設の維持管理を行います。
　民俗資料館は、新府城ガイダンス施設の建設にあわせ集約化し、現施設は解体します。
　他の施設は、維持管理費の縮減を行いながら計画保全を実施します。

③　対策内容と実施時期
・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 大村美術館 | 改善 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 大村美術館サテライト | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 民俗資料館 | 複合化<br>集約化 | 解体 | 新府城ガイダンス施設への集約化を図ります。 |
| 朝穂堰水配人詰所文庫 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| ふるさと偉人資料館 | 要検討 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 大村家住宅 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 茶室 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 民俗資料館 | | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | 解体 | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 新府城ガイダンス施設 | | | | 基本設計 | 詳細設計 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 建築工事 | 建築工事 | 建築工事 | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約２１億３，０００万円です。

民俗資料館は、維持管理を継続し、数年後に建設予定である新府城ガイダンス施設に併せ、遺跡調査会事務室や埋蔵文化財遺物等収納庫と集約化を図ります。他の施設は、維持管理費の縮減、計画保全を実施します。

３　スポーツ・レクリエーション系施設

（1）スポーツ施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市営総合運動場体育館 | S54.3.1 | RC | 47 | 46 | 一部未実施 | 4,543.69 | |
| グラウンド管理棟等 | S50.3.20 | RC | 50 | 50 | 不要 | 400.41 | |
| テニスコート更衣室等 | S56.4.1 | RC | 38 | 44 | 不要 | 52.03 | |
| 中央体育館 | R7.9.1（予定） | | | 0 | 不要 | 6,727.13 | |
| 韮崎中央公園 | S59.2.10 | RC | 50 | 41 | 不要 | 1,787.65 | |
| 御勅使サッカー場（トイレ） | H21.3.25 | RC | 43 | 16 | 不要 | 10.94 | |
| ウッドジム穂坂 | S61.3.5 | W | 22 | 39 | 不要 | 926.67 | |
| 中田屋内運動場 | R2.3.26 | W | 22 | 5 | 不要 | 481.45 | |
| 円野屋内運動場 | R3.3.22 | W | 22 | 4 | 不要 | 492.14 | |
| 神山屋内運動場 | S59.10.20 | S | 34 | 40 | 不要 | 448.02 | |
| 旭屋内運動場 | H3.3.25 | S | 34 | 34 | 不要 | 752.83 | |
| 竜岡体育館 | H2.2.28 | S | 34 | 35 | 不要 | 750.80 | |
| 中田スポーツ広場（トイレ） | S41.9.1 | CB | 34 | 59 | 不要 | 9.72 | |
| 円野スポーツ広場 | R3.3.3 | LS | 34 | 4 | 不要 | 28.00 | |
| 旭スポーツ広場（トイレ） | S59.4.1 | CB | 34 | 41 | 不要 | 9.36 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

市営総合運動場体育館は、平成２９年度にアリーナ床改修工事を施工しました。中央体育館の建設後に解体し、韮崎公園（仮称）として整備します。

グラウンド管理棟等は、建築から５０年が経過し、雨漏りも確認されているため、テニスコート更衣室等も含め、韮崎公園（仮称）の整備に併せて解体します。

中央体育館は、PFI 事業方式により令和２６年度まで施設の運営及び維持管理を民間事業者に

より行っていきます。
　韮崎中央公園陸上競技場メインスタンドは、建築後 40 年以上が経過していますが、平成２６年度に全面的な改修工事を行いました。令和６年度に陸上トラックの改修を行いました。
　御勅使サッカー場は、１０年毎に河川占用許可を更新し、未使用時には公園として一般開放しています。トイレは、平成２９年度に浄化槽ポンプの取替を行いました。
　ウッドジム穂坂は、建築から３９年が経過しており老朽化が進んでいます。市営新体育館の建設後に、集約化または廃止等の検討を行います。
　中田、穴山、円野屋内運動場は、旧小学校体育館をそのまま使用しており、耐震対策の未実施と耐用年数を経過していたため、令和元年度に中田屋内運動場、令和２年度に円野屋内運動場を建て替え、穴山屋内運動場も建て替えを予定しています。神山屋内運動場、旭屋内運動場、竜岡体育館は、建設から３０年以上経過しており、計画的な改修や集約化などの検討が必要です。
　各スポーツ広場のトイレも、建設から３０年以上経過し、屋内運動場と同様に、改修や廃止等の検討を行います。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性
　市営総合運動場は、体育館、グラウンド及びテニスコートが整備された複合スポーツ施設であり、韮崎市体育祭りや地域の運動会等の会場、韮崎スポーツクラブの各種スクール・サークルなどに利用されており、市民の健康増進に欠かすことのできない施設です。
　このため、市営総合運動場の体育館の機能を新たに建設する中央体育館に移し、利活用します。
　韮崎中央公園は、市内唯一の陸上競技場として、サッカーだけでなく、市内学校の陸上部の練習、イベントなどスポーツ以外の会場としても利用されており、市内スポーツ施設のメイン会場として位置づけられています。
　御勅使サッカー場は、天然芝のサッカー場として、サッカーやグラウンドゴルフで市民に利用されています。
　ウッドジム穂坂は、高校の部活動や市内で唯一フットサルができる屋内運動場として、利用されています。新体育館完成後は、新体育館への集約化を検討します。
　地域屋内運動場は、各町で利用状況は異なりますが、スポーツだけでなく地域の文化行事にも利用されており、地域コミュニティの構築にも貢献している施設です。
　各町スポーツ広場は、各町で利用状況は異なりますが、地域屋内運動場と同様に利用されています。利用率の低下や老朽化が進んでいる施設もあり、改修が必要な時期には集約化、複合化を含めて今後の運用を検討します。

・対策を実施する際に考慮すべき事項
　市営総合運動場体育館については、韮崎中央公園南にＰＰＰ／ＰＦＩ等公民連携により令和７年９月の共用開始を目指して建設中です。
　ウッドジム穂坂は、定期的な利用者、団体及び地域住民に対して、市営新体育館の建設に伴う集約化、廃止等の方向性により、周知や説明が必要となります。
　地域屋内運動場は、避難所機能等、防災面を考慮した建て替えや、計画的な改修が必要です。

・優先順位の考え方

市営総合運動場体育館、グラウンド管理棟、テニスコート更衣室は、ＰＰＰ／ＰＦＩ等公民連携事業により、韮崎中央公園南に新たな体育館（中央体育館）を建築後に解体します。

韮崎中央公園陸上競技場メインスタンドと野外音楽堂は、平成２６年度に全面改修しており、維持管理費の縮減を図りながら、計画保全を実施します。

御勅使サッカー場は、河川占用許可期限（令和９年９月３０日）までにあり方を検討します。

ウッドジム穂坂は、耐用年数を経過し、老朽化が激しいため、修繕を実施しながら維持管理を行うとともに、市営新体育館や地域屋内運動場等の建設と併せて集約化、廃止等を検討します。

地域屋内運動場は、令和元年度に中田、令和２年度に円野を建て替えました。穴山屋内運動場は、建設予定地の一部が土砂災害警戒区域に指定される見込みであることから、当該地の崩落対策実施後に屋内運動場の建て替えを予定しています。

なお、神山、旭、竜岡の屋内運動場は、老朽化が進んでいますが、修繕を行いながら管理するとともに、利用状況なども考慮しながら大規模改修等の検討時には集約化等を検討します。

各スポーツ広場のトイレ、倉庫は、屋内運動場の改築、大規模改修時に集約化や更新を検討します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 市営総合運動場体育館 | 廃止 | 解体 | 市営新体育館建設後に解体します。 |
| グラウンド管理棟 | 廃止 | 解体 | 現在のグラウンド管理棟は解体後、駐車場として整備し、旧市営体育館跡地周辺に公園管理棟として新設します。 |
| テニスコート更衣室 | 廃止 | 解体 | テニスコート改修工事にあわせて、解体します。 |
| 中央体育館 | 民間活力導入 | 長寿命化 | 指定管理者による継続的な管理を行います。 |
| 韮崎中央公園 | 継続 | 事後保全 | 指定管理者による継続的な管理を行います。 |
| 御勅使サッカー場（トイレ） | 要検討 | 要検討 | 河川占用許可期限にあわせて、あり方を検討します。 |
| ウッドジム穂坂 | 要検討 | 民間譲渡等 | 市営新体育館建設に伴い、施設のあり方を検討します。 |
| 中田屋内運動場 | 継続 | 事後保全 | 令和元年度に新たな屋内運動場を整備しました。 |
| 穴山屋内運動場 | 更新 | 単独改築 | 令和８年度の改築後は、維持管理費の縮減を図り、計画保全に努めます。 |
| 円野屋内運動場 | 継続 | 事後保全 | 令和２年度に新たな屋内運動場を整備しました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 神山屋内運動場 | 大規模改修 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減を図り、計画保全に努めます。 |
| 旭屋内運動場 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減を図り、計画保全に努めます。 |
| 竜岡体育館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減を図り、計画保全に努めます。 |
| 中田スポーツ広場（トイレ） | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減を図り、計画保全に努めます。 |
| 旭スポーツ広場（トイレ） | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減を図り、計画保全に努めます。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市営総合運動場体育館<br>グラウンド管理棟<br>テニスコート更衣室 | 解体 | 解体<br>跡地整備 | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 御勅使サッカー場（トイレ） | 検討 | 検討 | 検討結果により対応 | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ウッドジム穂坂 | 廃止検討 | 廃止検討 | 民間譲渡<br>廃止 | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 穴山屋内運動場 | 建築 | 建築 | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 神山屋内運動場 | | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 集約化検討 | 大規模改修 | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約１２億３，０００万円です。

本市のスポーツ施設は、建築から３０年以上経過した施設が数多くあり、耐震基準を満たしていない施設もあります。耐震基準を満たしていない施設は、順次、建て替えを行い、他の施設は、計画的な大規模改修により長寿命化を図り、事業費の平準化を図ります。

（2）観光施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 銀河鉄道展望公園トイレ | H13.3.30 | W | 15 | 24 | 不要 | 10.40 | |
| 深田記念公園トイレ | H21.9.1 | ＬＳ | 24 | 16 | 不要 | 27.00 | |
| 武田八幡宮駐車場トイレ | S63.3.1 | W | 15 | 37 | 不要 | 19.11 | |
| 願成寺駐車場トイレ | H1.3.1 | W | 15 | 36 | 不要 | 19.11 | |
| 甘利山観光トイレ | H27.5.29 | W | 15 | 10 | 不要 | 36.22 | |
| さわら池観光トイレ | H8.11.30 | W | 15 | 28 | 不要 | 28.64 | |
| 御座石バイオマストイレ | H19.3.30 | W | 15 | 18 | 不要 | 10.35 | |
| 甘利山グリーンロッジ | H22.3.31 | S | 34 | 15 | 不要 | 463.05 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

甘利山グリーンロッジは、昭和５１年３月建築、平成２１年度に大規模改修を実施しましたが、近年のアウトドアブームや利用者ニーズの変化に対応し、令和４年度に周辺キャンプ場と併せて改装を行いました。

市内の主要な観光地である７ヶ所にトイレを設置し、その他は簡易型トイレで対応しています。これまで平成２４年度に願成寺のトイレ、平成２５年度に武田八幡宮のトイレを洋式に改修し、その他は故障等による軽微な修繕のみであり、一部は老朽化しています。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

甘利山グリーンロッジは、恵まれた高原の大自然の中でキャンプ・ハイキング・登山・自然観察など緑に親しみ、普段学校や家庭では経験できないことを通して、心身ともに健やかな青少年の育成に寄与することを目的として設置しました。

〇開設時期：５月１日～10 月 31 日

〇施設：４人部屋×６部屋・８人部屋×１部屋・炊事場・シャワー等

〇年間宿泊者数：500 人程度

本市の主要観光地である甘利山におけるハイキングや登山など観光の拠点として必要な施設です。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

管理運営業務委託により、定期的な点検と必要に応じた修繕を行います。

・優先順位の考え方

観光施設のトイレは、維持管理を適切に実施し、使用状況と老朽化の状況により簡易型トイレの設置も含め検討を行います。

甘利山グリーンロッジは、市内には他に代替施設がないことから施設規模は維持し、利用者増加を目指して広報等ＰＲを強化し、運営手法を検討しつつ管理運営を行います。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 観光施設トイレ | 継続 | 事後保全 | 観光客数の増加（満足度の向上）につながるよう、適切な維持管理に努めます。 |
| 甘利山トイレ | 継続 | 事後保全 | 観光客数の増加を踏まえ、満足度の向上につながるような、施設のあり方を検討する。 |
| 甘利山グリーンロッジ | 継続 | 事後保全 | 利用率向上のため広報強化に努めるとともに、管理運営方法を検討し、維持管理費の縮減と計画保全に努めます。 |

④　対策費用とその効果

観光施設のトイレは、日常的な点検による計画保全と適切な維持管理に努めます。甘利山グリーンロッジは、大規模改修後数年しか経過していないため、維持管理費の縮減に努めながら、広報の強化による利用者数の増加に努め、管理運営体制を検討していきます。

（3）保養施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 健康ふれあいセンター | H10.10.2 | ＳＲＣ | 47 | 26 | 不要 | 2,523.89 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

健康ふれあいセンターは、竣工後２５年以上が経過し、プールの塩素や温泉の成分に起因する経年劣化が著しい状況にあります。これまでの事後保全型修繕には限界があり、費用対効果も悪いことから計画的な改修が必要不可欠です。

施設本体は、シーリング等の劣化、外壁塗装等の修繕が必要であり、内部では通路壁面の汚れが目立つようになっています。

機械設備では、空調設備は複数系統で制御され、突発的な停止もあることから、平成２９年度より、館内の空調設備を更新しており、令和３年度には、チラーユニットや深井戸ポンプの更新、令和４年度には、エントランス空調設備、真空ヒーター、温水ポンプ、井戸ポンプの更新や、低温サウナ機器交換、露天風呂等の修繕、令和５年度にはトイレ洋式化等、令和６年度には、温泉ろ過機の改修を行いました。

今後は、温泉の温度調節を行う熱交換器やろ過機、受水槽などの給排水設設備も更新が必要です。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

市民の余暇の充実、健康・福祉の増進のため設置され、長年に渡って「ゆーぷるにらさき」という愛称で市民に親しまれています。複数の温泉のほか、温水プールも設置されていることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に利用され、年間で約１０万人の入館実績があります。また、地域防災計画では指定避難所に指定され、バリアフリーにも対応している重要な施設です。しかし、社会情勢や市民ニーズ、市内の類似施設の状況を勘案し、施設の規模や公共施設としての必要性など今後のあり方を検討する必要があります。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

管理運営は、指定管理者制度を導入しています。修繕を実施する場合には、長期間の休館日を設ける必要があり、指定管理者の経営に影響があるため、複数の修繕を集中的、計画的に実施する必要があります。

・優先順位の考え方

温泉・温水プールを併設した施設であり、避難所としての役割も担っています。人口増減に左右されない施設であり、現有面積のまま施設、設備の修繕を行います。令和２年度に施設、設備の点検を実施した結果、空調設備、給排水設備の更新を最優先する必要があります。一方で、不特定多数の方が利用する施設であるため、利用者の安全性や衛生面に関連した設備修繕も計画的

に実施すべきであり、指定管理者や利用者の声を聴きながら、施設の利用形態に応じた修繕を実施する必要があります。

このため、民間活力の導入の可能性等を探り、今後のあり方を検討します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 健康ふれあいセンター | 民間活力導入 | 民間譲渡等 | 民営化を検討していくが、現施設を継続して使用する場合は、現有面積のまま計画的な修繕を行うことにより、耐用年数を超え、６５年を使用目標とする長寿命化を図ります。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 健康ふれあいセンター | 民営化検討 | 民間譲渡等 | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

民間活力導入の可能性等調査の結果により、対応します。

## ４　産業系施設

### （1）産業施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 道の駅にらさき | H10.8.31 | ＲＣ＋S | 50 | 27 | 不要 | 720.23 | |
| 地域情報発信センター | H23.7.1 | RC | 50 | 14 | 不要 | 226.78 | ニコリ内 |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

道の駅にらさきは、竣工後 25 年以上が経過し、各所に経年劣化が見受けられます。施設本体は、平成２８年度に屋根天窓の取替修繕、平成２９年度に外壁シーリング改修等を実施しました。内装は、平成２３年度に当初の飲食店から事務所への改修を行い、１階はトイレベビーシートなどを軽微な修繕のみとなっています。また、機械設備は、１階の空調設備や厨房の排気設備、給水設備などの老朽化した機器の更新が必要となりますが、令和５年度には、受水槽を撤去し、給水圧ポンプの設置工事を行いました。

地域情報発信センターは、市民交流センターニコリ内に併設されており、改修が必要な箇所はありません。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

道の駅にらさきは、道路利用者の休憩所として、地域情報の提供を図り、産業及び観光の振興に寄与するため設置された施設です。１階店舗部分では、市内の農産物や市内商店の製品販売を行うほか、厨房を使った軽食の提供も行っており、年間約５万人の来館者があります。２階は事務所として利用されています。道の駅は、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」を備えた道路交通網に重要な施設です。

地域情報発信センターは、観光情報などの発信、特産品の販売などを行っており、年間約７万人の来館者があり、本市にとって重要な施設です。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

道の駅にらさきの管理運営は、指定管理者制度を導入していますが、１階、２階とそれぞれ異なる事業者が入居しており、全体的な修繕は、それぞれの事情を考慮して実施する必要があります。また、トイレ、駐車場等の 24 時間利用可能な施設は、利用者への配慮が必要です。修繕箇所については、老朽化が顕著となっている１階の厨房を中心として、施設本体についても点検・診断し、計画的に修繕していくことが必要です。今後は、照明のＬＥＤ化、受水槽などの給排水設備、空調設備の更新等を行い、計画保全が必要です。

また、管理運営については、健康ふれあいセンターと併せて、民間活力の導入の可能性等についても検討しています。

地域情報発信センターは、市民交流センター内にあるため、市民交流センターにあわせて改修

を行います。

・優先順位の考え方

道の駅にらさきは、健康ふれあいセンターとあわせて、民間活力の導入の可能性を探り、今後のあり方を検討します。

検討結果により、民間譲渡等を行わない場合には、平成１０年の建築後大規模な改修を行っておらず、施設を継続していくためには、トイレや１階店舗の修繕を計画的に行う必要がありますので、３０年を経過する令和１０年度を目途に施設の点検、診断を行ったうえで、大規模改修を行い、耐用年数を超えるよう長寿命化を図ります。

地域情報発信センターは、維持管理費の縮減を行い、計画保全を実施します。

③　対策内容と実施時期

対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 道の駅にらさき | 民間活力導入 | 民間譲渡等 | 民営化を検討していくが、現施設を継続して使用する場合は、現有面積のまま計画的な修繕を行うことにより、耐用年数を超え、６５年を使用目標とする長寿命化を図ります。 |
| 地域情報発信センター | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 道の駅にらさき | 民営化検討 | 民間譲渡等 | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

道の駅にらさきについては、民間活力導入の可能性調査の結果により対応します。地域情報発信センターについては、指定管理者の日常的な点検による計画保全を行い、維持補修費の削減に努めます。

## 5　学校教育施設

### （1）学校

#### ①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎小学校 | H16.10.28 | RC | 47 | 20 | 不要 | 7,283.73 | |
| 穂坂小学校 | H5.11.1 | S | 34 | 31 | 不要 | 3,685.83 | |
| 韮崎北東小学校 | H2.8.1 | SRC | 47 | 35 | 不要 | 7,906.46 | |
| 韮崎北西小学校 | S52.10.1 | RC | 47 | 47 | 不要 | 4,409.44 | |
| 甘利小学校 | S57.12.1 | RC | 47 | 42 | 不要 | 7,709.54 | |
| 韮崎東中学校 | H12.12.11 | RC | 47 | 24 | 不要 | 10,055.38 | |
| 韮崎西中学校 | H19.11.1 | RC | 47 | 17 | 不要 | 10,882.82 | |

#### ②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

小学校５校、中学校２校のうち、最も建築年数が古い校舎は、昭和 52 年に建てられた韮崎北西小学校であり、平成 14 年に大規模改修を実施しましたが、既に 22 年経過し、修繕が必要な箇所も増えてきています。

次に古い甘利小学校は、昭和 57 年に建てられましたが、平成 28 年～30 年の計画で大規模改修を実施しているところであります。

韮崎東中学校、韮崎小学校、韮崎西中学校は比較的新しい施設でありますが、建築後 17 年～25 年が経過し、韮崎東中学校の屋上の防水工事や、部分的な修繕が必要となってきています。

また、韮崎東中学校武道館は昭和 56 年に建てられ、平成 25 年に天井等一部を修繕していますが、建築後 43 年を経過しており、構造上の問題もあることから、校舎の改修時期より前に改修の検討をする必要があります。

平成 5 年に建てられた穂坂小学校は、建築後 31 年を経過していますが、児童数が少ないため、劣化の状況は比較的深刻ではないものの、今後も児童数の減少が予測される中で適正規模について検討が必要であります。

韮崎北東小学校は平成 2 年に建てられ、建築後 34 年を経過しており、各所で老朽化が著しく進んでいるため、大規模な改修が必要であります。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

子ども達の学習・生活の場であり、学校教育活動を行う基本的な教育条件であるため、充実した教育活動を存分に展開できるよう、機能的かつ安全・安心なものとする必要があります。

また、学校施設は地域住民にとっても身近な施設であり、災害時等には避難所としても重要な役割を担っているため、防災機能の強化も図る必要があります。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

令和３年度に韮崎市学校施設長寿命化計画を策定し、施設の老朽化実態調査や活用状況の実態について調査する中で、改修等の優先順位付けと実施計画を策定しました。

施設の劣化状況や教育方法への適応状況などを適切に把握し、それらのデータを元に評価を行い、適時・適切な整備ができるよう、改修実施時期や規模等を定めた中長期的整備計画に基づき整備することが必要であります。

・優先順位の考え方

学校の適正規模・適正配置を十分考慮したうえで、建築後の年数がより多く経過し、大規模改修を実施していない施設から順次整備していきます。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 韮崎小学校 | 継続 | 長寿命化 | 長寿命化のための工事を行うとともに、維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 穂坂小学校 | 要検討 | 民間譲渡等 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施しながら、他校との統合を検討します。 |
| 韮崎北東小学校 | 大規模改修 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施しながら、大規模改修を行います。 |
| 韮崎北西小学校 | 要検討 | 要検討 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施しながら、他校との統合を検討します。 |
| 甘利小学校 | 継続 | 長寿命化 | 長寿命化のための工事を行うとともに、維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 韮崎東中学校 | 大規模改修 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施しながら、大規模改修を行います。 |
| 韮崎西中学校 | 大規模改修 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施しながら、大規模改修を行います。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎小学校 | | | 屋体ｴｱｺﾝ設置 | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 穂坂小学校 | 検討 | 検討 | 検討 | 一部改修 | 民間譲渡等 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 北東小学校 | | | 基本設計 | 詳細設計 | 大規模改修 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 大規模改修 | 大規模改修 | 大規模改修 | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 北西小学校 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 転用・解体等 | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 甘利小学校 | | | 屋体ｴｱｺﾝ設置 | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | 外装劣化修繕（屋体） | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 西中学校 | | 屋体ｴｱｺﾝ設置 | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | 大規模改修 | 大規模改修 |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 東中学校 | | 屋体ｴｱｺﾝ設置 | 武道館改築 | 外装劣化修繕 | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約４１億９，０００万円です。

外装劣化修繕や大規模改修工事などの行い、建物の長寿命化を図っていきます。

なお、建物の施工内容により事業費の増減はありますが、事業費の平準化を図りながら、計画的に実施します。

## ６　子育て支援施設

### （1）保育園

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| すずらん保育園 | H27.2.27 | W | 22 | 10 | 不要 | 1,686.74 | |
| たんぽぽ保育園 | H30.9.14 | W | 22 | 7 | 不要 | 1,428.27 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

すずらん保育園は、３園を集約した再編第１保育園として平成 27 年度に開園しました。建築から 10 年が経過し、エアコン等機械系の修繕とともに、木造であるがゆえの問題として、建具や床のささくれ、またそれに伴った園児のケガ等も報告されており、改善が望まれています。

たんぽぽ保育園は、３園を集約した再編第２保育園であり、藤井公民館との複合施設として平成 30 年度に開園しました。建築年数が浅いこともあり大きな修繕箇所はまだありませんが、畳や壁、建具等に、剥がれや反り返りといった軽微な修繕が目立つようになってきています。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

児童福祉法第７条に規定されている「児童福祉施設」であり、保護者の就労等の理由により保育が必要な児童を預かり、保育することを目的としています。

受け入れ児童（０～５歳児まで）を安全な体制で保育し、子ども達の心身ともに健やかな成長に寄与するため、環境を整え円滑な運営に努めていく必要があります。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

管理運営は市であり、園児を預かる施設であることから、特に安全性を重視し、保育に支障が生じないよう、快適な環境を提供するため、日常点検を行い、計画的に改修等を行う必要があります。

・優先順位の考え方

平成 24 年度に策定した保育園再編整備計画、また平成 25 年度に策定した民営化実施計画により、現在市内の保育園は、公立２園、私立１園となっています。（韮崎西保育園から移管されたすみれ韮崎保育園は令和５年に認定こども園に移行しました。）

今後は、公立保育園としての役割を担うとともに、多様化する保育ニーズへの対応を含め、現状維持の中で市内の他園と連携を図りながら市全体の子育て支援を支えていくことが望ましいと考えます。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| すずらん保育園 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| たんぽぽ保育園 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| すずらん保育園 | | 床の張替え | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約１，０００千円です。維持管理費の縮減、計画保全に努めます。

（2）幼児・児童施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎児童センター | H16.2.28 | RC | 47 | 21 | 不要 | 360.28 | |
| 北東児童センター | H9.3.1 | RC | 47 | 28 | 不要 | 357.58 | |
| 北西児童センター | H14.3.15 | S | 34 | 23 | 不要 | 357.30 | |
| 甘利児童センター | H11.3.1 | S | 34 | 26 | 不要 | 359.31 | |
| 子育て支援センター | H23.7.1 | RC | 50 | 14 | 不要 | 640.54 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

各児童センターは、穂坂町を除く各小学校区に設置されており、それぞれ建築から 20 年以上経過し、施設機能の低下や、電気、給排水設備を中心に老朽化が見られますが、消防設備や遊具の点検を行い、適切な維持管理に努めています。最も古い北東児童センターは、平成２８年度に非常用照明の改修工事を行い、他の児童センターも照明設備の修繕が増加しており、スポット的な修繕の増加が見込まれます。

子育て支援センターは、市民交流センターニコリ内にあり、市内外から多くの親子が利用しています。平成２９年１０月からの利用者支援事業開始のため、一部改修工事を行い、令和元年度に防犯カメラの修繕を実施しました。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

児童センターは、児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、または、情操を豊かにすることを目的として設置される児童厚生施設です。地域の子育て環境づくりや放課後児童の居場所づくりといった機能を担い、災害時の指定避難所となっている重要な施設です。

子育て支援センターは、子育てを地域全体で支援する環境の整備を図り、多様な子育て支援事業を推進することにより、子育て家庭の福祉の増進に寄与するために設置されています。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

児童センターの管理運営は市が行っており、子どもを預かる施設であることから、特に安全性を考慮し、利用に支障が生じないよう、日常点検を行い、計画的に修繕を行う必要があります。

子育て支援センターは、指定管理者制度を導入しており、利用に支障が生じないよう、指定管理者が日常点検を行い、必要に応じ改修等を行う必要があります。

小学校の大規模改修時には、集約化を検討します。

・優先順位の考え方

各児童センターとも、コロナ禍による利用者の減少がありましたが、利用者数が戻りつつあり、

既存のスペースでは対応ができないセンターもあります。今後、小学校の空き教室の活用など利用者の安全性を第一に計画保全を基本として対処します。

子育て支援センターは、改修後１０年以上が経過しており、利用頻度の高い備品等の定期的な点検、更新を行います。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 韮崎児童センター | 複合化<br>集約化 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。<br>韮崎小学校の大規模改修時には集約化を検討します。 |
| 北東児童センター | 複合化<br>集約化 | 要検討 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。<br>韮崎北東小学校の大規模改修時には集約化を検討します。 |
| 北西児童センター | 要検討 | 要検討 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。<br>韮崎北西小学校の方向性にあわせて検討します。 |
| 甘利児童センター | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 子育て支援センター | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北東児童センター | | | 検討 | 検討 | 検討 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 検討結果により対応 | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 北西児童センター | 検討 | 検討 | 検討 | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 転用・解体等 | | | | |

④　対策費用とその効果

各児童センターは、維持管理費の縮減を図り、計画保全を実施していきますが、利用者数の

増加に伴い、既存のスペースでは対応ができないセンターもあることから、今後の老朽化も見据え、小学校への集約化を検討します。

子育て支援センターは、維持管理費の縮減を図り、指定管理者との連携により計画保全を実施し、各年度の経費の平準化を図ります。

## ７　保健・福祉施設

### （1）高齢福祉施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 老人福祉センター | S56.4.1 | RC | 47 | 44 | 不要 | 1,320.15 | |
| 大草デイサービスセンター | H4.3.31 | RC | 50 | 33 | 不要 | 364.22 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

老人福祉センターは、建築後 40 年以上経過しており、平成２６年度に大広間・２階和室畳張替え、令和元年度に大広間舞台床改修工事、令和５年度に浴室洗浄、施設内網戸設置など施設環境の整備に努めています。また、施設にある源泉の温度も低下傾向にあり対応する必要があります。

大草デイサービスセンターは、大規模改修が未実施であり、供用開始から約３０年を経過し、空調設備や照明設備の経年劣化により、今後の改修経費の増加が見込まれます。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

老人福祉センターは、老人福祉法に規定する無料又は低額な料金で、老人に関する各種相談に応じるとともに、老人に対して健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供することを目的とする施設であり、多くの方に利用されています。また、地域防災計画では、指定福祉避難所の役割を担っており、バリアフリーに対応していることから、本市にとって重要性の高い施設です。

大草デイサービスセンターは、隣接する老人福祉センターとあわせた地域福祉の拠点として、施設の重要性は高いと考えられます。

両施設とも、老朽化が進む中で、健康ふれあいセンターなどの他の公共施設の状況も踏まえ、今後のあり方を検討する必要があります。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

老人福祉センターは指定管理者制度を導入しており、利用に支障が生じないよう、日常点検を行い、計画的に改修等を行う必要があります。

大草デイサービスセンターは、介護サービスを提供しているため、利用者に支障がないよう、日常点検を行い、計画保全を行う必要があります。

令和３年度には、トイレの洋式化や手洗い場の水栓自動化、令和４年度及び令和５年度には照明機器の LED 化を実施しました。

・優先順位の考え方

老人福祉センターは、建築後 40 年以上経過し、経年劣化等による損耗が目立つ状況にあり、今後も保全管理を実施し、他の施設の状況を見ながら、大規模改修による長寿命化を図ります。

大草デイサービスセンターは、民間事業者の動向や今後の利用者数の推移により、民間活力の導入を検討しますが、隣接する老人福祉センターにあわせ、検討します。

③　対策内容と実施時期

・実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 老人福祉センター | 大規模改修 | 長寿命化 | 大規模改修を行い、長寿命化を図ります。 |
| 大草デイサービスセンター | 継続 | 長寿命化 | すでに指定管理者制度が導入されていますが、民間事業者の動向や利用者数の推移により、民営化による施設管理等を検討します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 老人福祉センター | | | | 大規模改修 | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約１億円です。

老人福祉センターは、大規模改修を行い、長寿命化を図ります。

大草デイサービスセンターは、民間事業者の動向により、民営化による施設管理等を検討しながら、維持管理費の縮減を図り、計画保全に努めます。

（2）その他社会福祉施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市営火葬場 | S49.1.1 | RC | 50 | 51 | 不明 | 273.90 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

市営火葬場は、建築から 50 年以上が経過し、平成２５年度に斎場エントランス改修、平成２８年度には斎場内装改修工事を行うとともに、毎年度火葬炉設備の修繕を行っています。今後も火葬炉は定期的な修繕を行っていきます。また、斎場、待合室については、点検・診断を行い、計画保全を実施していきます。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

市内に火葬場は 1 ヶ所であり、年間約 400 件の火葬を行い、２４０日前後利用されており、重要性の高い施設です。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

不特定多数の方が利用する施設であるため、利用者の安全性や利便性を考慮した修繕を計画的に実施する必要があります。

・優先順位の考え方

人口規模等の制約を受けないため、面積は縮小方針とし、施設は耐用年数を経過する前に広域利用も検討したうえで、更新等を行います。また、火葬炉等の設備は、計画的に修繕を行っていきます。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 市営火葬場 | 更新 | 単独改築 | 耐用年数を経過しているため、改築します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市営火葬場 | | | 基本構想<br>基本計画 | 基本構想<br>基本計画 | 基本構想<br>基本計画 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 基本設計 | 実施設計 | 建築工事 | 建築工事 | 供用開始 |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約１２億２，５００万円です。

市営火葬場は、単独改築等をするまでの間は、設備の修繕を行いながら、継続して利用していきます。

## ８　行政系施設

### （1）庁舎等

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市役所庁舎 | S59.9.1 | SRC | 50 | 41 | 不要 | 7,703.12 | |
| 市役所庁舎別館 | S35.3.30 | RC | 50 | 17 | 不要 | 965.83 | 経過年数は改修後H20.3.30改修 |
| 保健福祉センター | H11.3.23 | ＲＣ | 50 | 26 | 不要 | 1,640.98 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

本庁舎及び庁舎別館は、経年劣化による機能低下が見られる中で、第１次韮崎市役所庁舎修繕計画（平成 28 年度～令和６年度）においては、受変電設備の一部、冷温水発生器、屋上冷却塔、屋上高架水槽といった長期サイクルでの修繕は一区切りとなります。第２次計画（令和７年度～令和 16 年度）では前計画より引き続き短い耐用年数や前計画で未実施の内容について更新する必要があります。

保健福祉センターは、建築から２３年が経過し、平成２４年度、平成２６年度に一部外壁改修工事を実施しました。センター入口で雨漏りによる天井材の腐食が見られ、屋上防水工事が必要となります。空調設備は、令和元年度に中央監視（自動制御）装置の更新、令和２年度には一階の空調設備修繕を行いましたが、全体的な更新が必要です。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

本庁舎、別館ともに行政機関の中枢であり、日々多くの市民が来庁します。また、本庁舎は地域防災計画の中で災害対策本部に指定されており、別館は、水道事業、下水道事業などの事務室などになっています。

保健福祉センターは、母子保健事業、成人健康増進事業、介護支援事業等の拠点として、市民の疾病予防や健康づくり、介護支援を行っているほか、市民団体の活動のためサポートハウス、生活指導室、会議室、栄養指導室が利用されています。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

本庁舎、別館は、本市の最重要施設ですので、定期的な点検、診断を行い、計画的に改修、保守を実施し、機能確保と長寿命化を図る必要があります。また、来庁者のために安全性を重視し、休日、夜間等に対策を実施する必要があります。

保健福祉センターは、健診等の利用者に支障がないよう、施設の改修工事や空調設備の更新を行う必要があります。

・優先順位の考え方

本庁舎、別館とも経年劣化による機能低下が見られることから、計画的な予防保全型の管理を行うことにより、トータルコストの縮減を図ります。また第１次韮崎市役所庁舎修繕計画（平成28年度～令和６年度）の修繕内容を踏まえ、履歴を管理・蓄積し、今後の老朽化対応に活用します。

保健福祉センターは、空調設備に不具合が多発していることから、屋上にある空調設備の更新を行い、あわせて屋上防水工事を行う必要があります。令和４年度には、建築基準法の改正に伴う安全基準に対応するため、エレベーターの更新を行い、令和６年度からは大規模改修工事を行い、長寿命化を図っています。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 市役所庁舎 | 継続 | 長寿命化 | 現有面積のまま計画的な修繕を行うことにより、耐用年数を超え、６５年を使用目標とする長寿命化を図ります。 |
| 市役所庁舎別館 | 継続 | 長寿命化 | 設備の計画的な修繕を行い、維持管理費の縮減、計画保全を行います。 |
| 保健福祉センター | 大規模改修 | 長寿命化 | 令和６年度から大規模改修工事を行い、長寿命化を図ります。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市役所庁舎 | 別館空調更新 | ｸﾗｯｸ補修塗装<br>空調設備改修<br>排水機器更新 | 空調設備改修<br>排水機器更新 | 空調配管更新 | 防火設備更新<br>空調配管更新<br>受水槽補修 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 空調配管更新<br>屋上太陽光ﾊﾟﾈﾙ更新 | 防煙ｼｬｯﾀｰ・ﾓｰﾀｰ取替<br>トイレ器具更新 | 外壁改修工事<br>トイレ器具更新 | 庁舎外壁改修工事<br>受変電設備更新 | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 市役所庁舎別館 | | | 別館ｴｱｺﾝ更新 | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 屋上防水改修 | | | トイレ器具更新 | |

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保健福祉センター | 改修工事 | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約６億３，０００万円です。

市役所庁舎及び別館は、計画的な保全の実施による耐用年数を超える長寿命化を図ります。

保健福祉センターは、大規模改修により長寿命化を図っており、改築後は維持管理費の縮減を行い、計画保全を実施します。

（2）消防施設

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎分団第１・２部消防ポンプ車庫・詰所 | H3.4.1 | S | 38 | 34 | 不要 | 114.00 | |
| 韮崎分団第３部可搬ポンプ置場１ | 不明 | RC | 50 | - | 不明 | 34.22 | |
| 韮崎分団第３部可搬ポンプ置場２ | H3.4.1 | CB | 41 | 34 | 不要 | 4.45 | |
| 韮崎分団第４部可搬ポンプ置場１ | S61.4.1 | LS | 30 | 39 | 不要 | 13.69 | |
| 韮崎分団第４部可搬ポンプ置場２ | H12.2.23 | LS | 30 | 25 | 不要 | 13.21 | |
| 韮崎分団第４部可搬ポンプ置場３ | 不明 | CB | 41 | - | 不明 | 4.86 | |
| 穂坂分団ポンプ車車庫及び詰所 | H12.11.1 | S | 38 | 24 | 不明 | 83.60 | |
| 穂坂分団第１部可搬ポンプ置場 | 不明 | RC | 50 | - | 不明 | 14.00 | |
| 穂坂分団第２部可搬ポンプ置場 | H17.7.7 | LS | 30 | 20 | 不要 | 14.88 | |
| 穂坂分団第３部可搬ポンプ置場 | 不明 | W | 24 | - | 不明 | 24.70 | |
| 穂坂分団第４部可搬ポンプ置場 | H17.11.2 | LS | 30 | 19 | 不要 | 14.88 | |
| 穂坂分団第５部可搬ポンプ置場 | 不明 | RC | 50 | - | 不明 | 48.12 | |
| 穂坂分団第６部可搬ポンプ置場 | S55.4.1 | CB | 41 | 45 | 未実施 | 17.02 | |
| 穂坂分団第７部可搬ポンプ置場 | H11.11.17 | LS | 30 | 25 | 不要 | 14.88 | |
| 穂坂分団第８部可搬ポンプ置場 | S43.4.1 | CB | 41 | 57 | 未実施 | 10.92 | |
| 穂坂分団第９部可搬ポンプ置場 | 不明 | CB | 41 | - | 不明 | 10.32 | |
| 藤井分団ポンプ車車庫及び詰所 | H9.10.1 | S | 38 | 27 | 不要 | 83.76 | |
| 藤井分団第１部可搬ポンプ置場 | 不明 | CB | 41 | - | 不明 | 14.00 | |
| 藤井分団第２部可搬ポンプ置場 | S55.4.1 | CB | 41 | 45 | 未実施 | 15.64 | |
| 藤井分団第３部可搬ポンプ置場 | H2.4.1 | LS | 30 | 35 | 不要 | 14.84 | |
| 藤井分団第４部可搬ポンプ置場 | 不明 | RC | 50 | - | 不明 | 11.61 | |
| 藤井分団第５部可搬ポンプ置場 | S61.4.1 | S | 38 | 39 | 不要 | 15.54 | |
| 藤井分団第６部可搬ポンプ置場 | 不明 | LS | 30 | - | 不明 | 18.00 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 藤井分団第７部可搬ポンプ置場 | H17.9.13 | LS | 30 | 20 | 不要 | 14.88 | |
| 中田分団車庫及び詰所（第１部） | H2.4.1 | RC | 50 | 35 | 不要 | 72.00 | |
| 中田分団第２部可搬ポンプ置場 | S55.4.1 | CB | 41 | 45 | 未実施 | 9.60 | |
| 中田分団第３部可搬ポンプ置場及び詰所 | 不明 | S | 38 | － | 不明 | 44.46 | |
| 穴山分団詰所 | S63.1.12 | W | 24 | 37 | 不要 | 60.45 | |
| 穴山分団消防車庫 | S60.4.1 | CB | 41 | 40 | 不要 | 42.55 | |
| 穴山分団第１部（旧１部）可搬ポンプ置場 | S55.4.1 | W | 24 | 45 | 未実施 | 14.85 | |
| 穴山分団第２部（旧２部）可搬ポンプ置場 | H17.9.16 | LS | 30 | 20 | 不要 | 63.48 | |
| 穴山分団第１部（旧３部）可搬ポンプ置場 | 不明 | LS | 30 | － | 不明 | 27.80 | |
| 穴山分団第３部（旧第４部）可搬ポンプ置場 | H17.8.15 | CB | 41 | 20 | 不要 | 14.88 | |
| 穴山分団第３部（旧５部）可搬ポンプ置場 | 不明 | CB | 41 | － | 不明 | 65.68 | |
| 円野分団車庫及び詰所 | 不明 | CB | 41 | － | 不明 | 53.20 | |
| 円野分団車庫 | R2.1.20 | S | 38 | 5 | 不要 | 21.45 | |
| 円野分団第１部可搬ポンプ置場 | H7.4.1 | CB | 41 | 30 | 不明 | 35.72 | |
| 円野分団第２部（下円井）可搬ポンプ置場 | H3.4.1 | CB | 41 | 34 | 不要 | 28.97 | |
| 円野分団第２部（宇波円井）可搬ポンプ置場 | H6.4.1 | CB | 41 | 31 | 不要 | 26.25 | |
| 円野分団第３部可搬ポンプ置場 | H10.3.1 | W | 24 | 27 | 不要 | 33.12 | |
| 清哲分団第１部可搬ポンプ置場 | H17.9.7 | LS | 30 | 20 | 不要 | 14.88 | |
| 清哲分団車庫及び詰所 | H9.10.1 | S | 38 | 27 | 不要 | 75.47 | |
| 清哲分団第２部可搬ポンプ置場 | H9.10.1 | CB | 41 | 27 | 不要 | 24.42 | |
| 清哲分団第３部可搬ポンプ置場 | S33.7.1 | CB | 41 | 67 | 未実施 | 11.20 | |
| 清哲分団第４部可搬ポンプ置場 | S56.4.1 | CB | 41 | 44 | 未実施 | 14.70 | |
| 神山分団第１部可搬ポンプ置場 | H13.11.30 | CB | 41 | 23 | 不要 | 13.21 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 神山分団第２部可搬ポンプ置場 | H3.4.1 | CB | 41 | 34 | 不要 | 11.20 | |
| 神山分団第３部消防車車庫 | H18.4.1 | CB | 41 | 19 | 不要 | 24.70 | |
| 旭分団第１部可搬ポンプ置場・詰所 | S46.4.1 | RC | 50 | 54 | 未実施 | 68.93 | |
| 旭分団第２部車庫・詰所 | H3.4.1 | CB | 41 | 34 | 不要 | 47.01 | |
| 旭分団第３部可搬ポンプ置場 | S56.4.1 | RC | 50 | 44 | 未実施 | 45.26 | |
| 旭分団第４部可搬ポンプ置場 | S51.4.1 | RC | 50 | 49 | 未実施 | 11.02 | |
| 旭分団第５部可搬ポンプ置場 | H3.4.1 | RC | 50 | 34 | 不要 | 27.50 | |
| 旭分団第６部可搬ポンプ置場 | H8.4.1 | W | 24 | 29 | 不要 | 26.32 | |
| 大草分団第１部可搬ポンプ置場 | H17.7.15 | LS | 30 | 20 | 不要 | 14.88 | |
| 大草分団第２部ポンプ車車庫 | H3.4.1 | CB | 41 | 34 | 不要 | 50.40 | |
| 大草分団第３部可搬ポンプ置場 | S56.4.1 | CB | 41 | 44 | 未実施 | 32.81 | |
| 大草分団第４部可搬ポンプ置場 | H3.4.1 | W | 24 | 34 | 不要 | 20.35 | |
| 竜岡分団第１部可搬ポンプ置場 | R5.4.1 | W | 30 | 2 | 不要 | 64.60 | |
| 竜岡分団第２部消防車車庫及び詰所 | H12.12.22 | S | 38 | 24 | 不要 | 83.60 | |
| 竜岡分団第３部可搬ポンプ置場 | R2.3.1 | W | 24 | 5 | 不要 | 59.62 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

各分団のポンプ車車庫及び詰所は、平成になってから建替えたものが多いため、劣化している施設は少ない状況です。しかし、消防ポンプ自動車の更新に伴い、改修等が必要となっています。

分団各部の可搬ポンプ置場は、建築年が不明なものがあり、一部で昭和４０年以前に建築された施設もあり、長寿命化や改修が必要です。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

ポンプ車等の消防防災用機材を格納しています。

毎月の機材の点検時及び防火防犯パトロール時等で利用していますが、非常時や防災訓練等の地域の拠点となる施設であり、重要性の高い施設です。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

消防団再編により統合された部の可搬ポンプ積載車及び可搬ポンプが市に返納され、ポンプ置場が不要になる場合は、施設の解体・撤去が考えられます。

・優先順位の考え方

各分団のポンプ車車庫・詰所は、長寿命化を前提とし、設置経過年数と耐用年数の関係で優先度を検討すると、韮崎分団、穴山分団で更新が必要となります。その他分団は日常点検により、修繕を実施します。

なお、旭分団ポンプ車車庫・詰所は令和７年度に建て替えを予定しています。

分団各部の可搬ポンプ置場については、施設の性格上、多少の傷みでは使用に問題はありません。また、通常の修繕は各地区の対応となっています。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 韮崎分団・ポンプ車置場等 | 更新 | 単独改築 | 分団の統合により、不要となったポンプ置場は、用途廃止し、継続して使用する施設は、維持管理費の縮減、計画保全を実施し、本計画期間内に詰所の単独改築を行います。 |
| 穂坂分団詰所・ポンプ車置場等 | 継続 | 事後保全 | 分団の統合により、不要となったポンプ置場は、用途廃止し、継続して使用する施設は、維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 藤井分団詰所・ポンプ車置場等 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 中田分団詰所・ポンプ車置場等 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 穴山分団詰所・ポンプ車置場等 | 更新 | 単独改築 | 分団の統合により、不要となったポンプ置場は、用途廃止し、継続して使用する施設は、維持管理費の縮減、計画保全を実施し、本計画期間内に詰所の単独改築を行います。 |
| 円野分団詰所・ポンプ車置場等 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 清哲分団詰所・ポンプ車置場等 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 神山分団・ポンプ車置場等 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 旭分団詰所・ポンプ車置場等 | 更新 | 単独改築 | 分団の統合により、不要となったポンプ置場は、用途廃止し、継続して使用する施設は、維持管理費の縮減、計画保全を実施 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | し、本計画期間内に詰所の単独改築を行います。 |
| 大草分団・ポンプ車置場等 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 竜岡分団詰所・ポンプ車置場等 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎分団詰所 | | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 建て替え工事 | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 穴山分団詰所 | | | | 建て替え工事 | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 旭分団詰所 | 建て替え工事 | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約１億２，０００万円です。

各消防団詰所・ポンプ置場等は、消防団員による定期的な点検、診断を実施し、維持管理費の縮減と計画保全に努めます。また、部の統合により不要となる施設がある場合には、地区や消防団と協議し方針を決定します。

（3）その他行政系施設

① 対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 防災備蓄倉庫(韮崎小) | H9.10.1 | RC | 50 | 27 | 不要 | 19.87 | |
| 防災備蓄倉庫(穂坂小) | S48.3.1 | RC | 50 | 52 | 不要 | 19.87 | |
| 防災備蓄倉庫（北東小） | H9.11.1 | RC | 50 | 27 | 不要 | 19.87 | |
| 防災備蓄倉庫(北西小) | H9.4.1 | RC | 50 | 28 | 不要 | 19.87 | |
| 防災備蓄倉庫（甘利小） | H12.1.11 | RC | 50 | 25 | 不要 | 19.87 | |
| 防災備蓄倉庫（韮崎東中） | H18.12.13 | RC | 50 | 18 | 不要 | 32.00 | |
| 防災備蓄倉庫（韮崎西中） | H20.11.1 | RC | 50 | 16 | 不要 | 30.00 | |
| 防災備蓄倉庫（ニコリ内） | H23.7.1 | RC | 50 | 14 | 不要 | 1,703.41 | ニコリ内 |
| 防災倉庫（韮崎高） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（祖母石公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（健康ふれあいセンター） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（中田公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（中田屋内運動場） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（穴山公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（穴山屋内運動場） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（北東児童センター） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（文化ホール） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（円野公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（円野屋内運動場） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（清哲公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 防災倉庫（北西児童センター） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（神山公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（神山屋内運動場） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（旭公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（旭屋内運動場） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（みだい体育センター） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（大草公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（甘利児童センター） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（韮崎工業） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（竜岡公民館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（竜岡体育館） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 防災倉庫（老人福祉センター） | R5.3.31 | S | 38 | 2 | 不要 | 8.49 | |
| 水防倉庫第１号倉庫 | H15.3.25 | | | 22 | 不要 | | |
| 水防倉庫第２号倉庫（武田橋詰） | S51.4.1 | W | 24 | 49 | 未実施 | 33.67 | |
| 水防倉庫第３号倉庫 | H8.11.20 | S | 38 | 28 | 不要 | 52.65 | |
| 水防倉庫第４号倉庫 | 不明 | W | 24 | - | | 33.05 | |
| 水防倉庫第５号倉庫 | H13.3.30 | W | 24 | 24 | 不要 | 32.40 | |
| 水防倉庫第６号倉庫 | 不明 | W | 24 | - | | 34.78 | |
| 水防倉庫第７号倉庫 | S56.4.1 | LS | 30 | 44 | 未実施 | 34.80 | |
| 水防倉庫第８号倉庫 | S35.12.1 | W | 24 | 64 | 未実施 | 34.80 | |
| 水防倉庫第９号倉庫 | S56.4.1 | LS | 30 | 44 | 未実施 | 34.80 | |
| 中央公民館 | H23.7.1 | RC | 50 | 14 | 不要 | 102.60 | ニコリ内 |
| 遺跡調査会事務室 | S53.3.1 | S | 38 | 47 | 未実施 | 200.11 | |
| 埋蔵文化財遺物等収納庫 | S47.4.1 | S | 31 | 53 | 未実施 | 340.00 | |

② 対策の優先順位の考え方

・施設の状態

防災備蓄倉庫は、劣化や損傷はなく、使用に問題はありません。

水防倉庫は、建築年月日が不明な木造倉庫や、昭和３０年代に建築された倉庫もあり、老朽化が進んでいます。

中央公民館は、市民交流センター内に設置されており、改修が必要な箇所はありません。

遺跡調査会事務室、埋蔵文化財遺物等収納庫は、建築から 50 年以上経過し、耐震基準を満たしているかも不明なため、施設の集約化を行います。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

防災備蓄倉庫は、災害時の救急支援物資を保管しており、定期的に物資の入替や補てんを行っています。災害により、自宅生活が困難になった避難者への備蓄品の提供を行うため、重要な施設です。

水防倉庫は、水害を防ぐための資機材を保管しており、年１回程度点検を行っています。近年、台風や集中豪雨による災害が各地で発生しており、防災のために重要な施設です。

中央公民館は、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されている公民館であり、各地区公民館活動に対する指導、助言を行っています。

遺跡調査会事務室、埋蔵文化財遺物等収納庫は、遺跡の発掘事務のデータ整理や発掘品を収納している施設であり、遺跡調査には欠かすことができない施設です。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

防災備蓄倉庫、水防倉庫とも定期的に施設の状況を確認しておく必要があります。

中央公民館は、市民交流センター内にあるため、市民交流センターにあわせて施設改修を行います。

遺跡調査会事務室、埋蔵文化財遺物等収納庫は、新府城ガイダンス施設の建設時に他の文化財関係施設とあわせて集約化を行います。

・優先順位の考え方

防災備蓄倉庫は、穂坂小学校に設置している倉庫が 50 年以上経過していますが、期間内は維持管理費の縮減、計画保全を実施します。

令和４年度に、全指定避難所に防災備蓄倉庫を設置しました。

水防倉庫は、個々の施設の老朽化の状況により、計画的に修繕、改修を行っていきますが、施設の必要性により、集約化や廃止を検討します。

中央公民館は、維持管理費の縮減を行いながら計画保全を実施します。

遺跡調査会事務室、埋蔵文化財遺物等収納庫は、新府城ガイダンス施設建設にあわせ集約化し、現施設は解体します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 防災備蓄倉庫 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 水防倉庫 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 中央公民館 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 遺跡調査会事務室 | 廃止 | 解体 | 新府城ガイダンス施設への集約化を図ります。 |
| 埋蔵文化財遺物等収納庫 | 廃止 | 解体 | 新府城ガイダンス施設への集約化を図ります。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 遺跡調査会事務室<br>埋蔵文化財遺物等収納庫 | | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | 解体 | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 新府城ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ施設 | 検討 | 検討 | 基本設計 | 実施設計 | 建築工事 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 建築工事 | 建築工事 | | | |

④　対策費用とその効果

防災備蓄倉庫、中央公民館は、維持管理費の縮減に努めます。

水防倉庫は老朽化の状況により、計画的に修繕等を実施しますが、その際には集約化等を検討します。

遺跡調査会事務室、埋蔵文化財遺物収納庫は新府城ガイダンス施設へ集約化し、それまでの期間は維持管理費の縮減に努めます。

## ９　公営住宅

### （1）市営住宅

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水神住宅 | S42.4.1 | CB | 30 | 58 | 不要 | 1,771.92 | |
| 一ツ谷住宅 | S39.4.1 | CB | 30 | 61 | 不要 | 1,386.12 | |
| 祖母石住宅 | S52.4.1 | RC | 70 | 48 | 不要 | 10,457.38 | |
| 北下條住宅 | S49.4.1 | RC | 70 | 51 | 不要 | 8,554.57 | |
| 中條住宅 | S56.4.1 | RC | 70 | 44 | 不要 | 2,117.46 | |
| 円野住宅 | S63.4.1 | RC | 70 | 37 | 不要 | 2,023.34 | |
| 清哲住宅 | H2.4.1 | RC | 70 | 35 | 不要 | 3,824.65 | |
| 若尾住宅 | H18.4.1 | RC | 70 | 19 | 不要 | 5,583.81 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

水神住宅及び一ツ谷住宅は耐用年数満了から 25 年以上が経過し、老朽化が著しいため政策空き家としています。

そのほかの住宅についても、ほとんどが耐用年数の 2 分の 1 を経過しており、老朽化や劣化による事故を防ぐための改修が必要となってきています。

祖母石住宅は平成 23 年度から平成 26 年度にかけて外壁・屋上防水改修を実施しました。

北下條住宅は平成 13 年度から平成 30 年度にかけて外壁・屋上防水改修を実施し、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて A 棟から G 棟の屋上防水保全を実施しました。

中條住宅は平成 27 年度及び平成 28 年度に外壁・屋上防水改修を実施しました。

円野住宅は令和元年度から令和 2 年度にかけて外壁・屋上防水改修を実施しました。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

公営住宅は、低額所得者以外に高齢者、障がい者、子育て世帯が安心して暮らせる住まいとしての役割（住まいの住まいのセーフティーネット）が位置付けられ、福祉部局との連携も必要となる重要な施設ですが、立地条件の良くない住宅を中心に空き部屋が多い状況となっております。

しかし、公営住宅法に基づいた施設であるため、一概に用途廃止とすることはできません。建設当時の必要戸数から生活ニーズの変化・人口減により現保有戸数を減少させても、施設の役割は担保できる状況です。

上記のとおり、施設の重要性（住まいのセーフティーネット）を確保しつつ、適正な施設管理の検討が必要になります。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

各住戸の修繕サイクルが重ならないよう、既存建物の状態等から事業費の平準化を行い、集中化を避ける必要があります。

また、必要管理戸数を検討する際に、現状の入居率は高いが、先を考慮すると維持管理について検討が必要な住宅については、修繕サイクルのみでの対策実施を行うのではなく、必要に応じて政策空き家対策なども必要です。

・優先順位の考え方

建築物の修繕サイクルと必要管理戸数を総合的に判断し、各住宅（住戸）の建物の対策を実施します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 水神住宅 | 廃止 | 民間譲渡等 | 廃止し、民間譲渡等を検討します。 |
| 一ツ谷住宅 | 廃止 | 解体 | 廃止し、解体します。 |
| 祖母石住宅 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 北下條住宅 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 中條住宅 | 継続 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 円野住宅 | 要検討 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 清哲住宅 | 要検討 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。また、空き家率が高いことから、円野住宅との統廃合を検討します。 |
| 若尾住宅 | 継続 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。また、空き家率が高いことから、清哲住宅との統廃合を検討します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 水神住宅 | 検討 | 民間譲渡等 | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ーッ谷住宅 | | | 移転周知 | 移転周知 | 解体等 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 北下條住宅 | | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 個別修繕 | 個別修繕 | 個別修繕 | 個別修繕 | 個別修繕 |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 円野住宅<br>清哲住宅 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 若尾住宅 | 給湯器改修 | 給湯器改修 | 屋上防水改修 | 外壁改修 | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約２億９，０００万円です。

屋上や外装の防水工事や給湯器の改修などを計画的に行い、建物の長寿命化を図っていきます。

なお、建物の施工内容により事業費の増減はありますが、事業費の平準化を図りながら、計画的に実施します。

9　公営住宅

（2）定住促進住宅

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| サンコーポラス祖母石 | S53.4.1 | RC | 70 | 47 | 不要 | 4,681.70 | |
| サンコーポラス竜岡 | S62.4.1 | RC | 70 | 38 | 不要 | 5,053.99 | |
| サンコーポラス藤井 | H3.4.1 | RC | 70 | 34 | 不要 | 5,051.99 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

平成 23 年に雇用促進住宅を取得し、定住促進住宅として管理運営しています。サンコーポラス祖母石住宅及びサンコーポラス竜岡住宅は耐用年数の 2 分の 1 を経過しているため、計画的に長寿命化や居住性向上（3 箇所給湯）のための改修を実施しています。

サンコーポラス祖母石住宅 2 号棟は令和 5 年度に外壁・屋上防水改修、令和元年度から令和 5 年度までに 31 部屋の 3 箇所給湯改修を実施しました。

サンコーポラス竜岡住宅 1 号棟・2 号棟は、平成 27 年度から令和 5 年度までに 74 部屋の 3 箇所給湯改修を実施しました。

サンコーポラス藤井住宅 1 号棟は、平成 29 年度に外壁・屋上防水改修、平成 30 年度から令和 4 年度までに 20 部屋の 3 箇所給湯改修を実施しました。

藤井住宅 2 号棟は、令和元年度に外壁・屋上防水改修、平成 30 年度から令和 5 年度までに 17 部屋の 3 箇所給湯改修を実施しました。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

定住促進住宅は、市内に住居を必要としている方へ住宅を提供し、市内人口の増加及び定住を促進しています。

民間の賃貸物件よりも家賃が安いので入居希望があっても、これまでは住宅の仕様や設備の古さから入居につながりませんでしたが、居住性向上のため 3 箇所給湯改修を実施したところ、立地条件の良い藤井住宅だけでなく祖母石及び竜岡住宅の入居率も上がっています。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

各住戸の修繕サイクルが重ならないよう、既存建物の状態等から事業費の平準化を行い、集中化を避ける必要があります。

また、必要管理戸数を検討する際に、現状の入居率は高いが、先を考慮すると維持管理について検討が必要な住宅については、修繕サイクルのみでの対策実施を行うのではなく、必要に応じて政策空き家対策なども必要です。

・優先順位の考え方

建築物の修繕サイクルと必要管理戸数を総合的に判断し、各住宅（住戸）の建物の対策を実施します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| サンコーポラス祖母石 | 継続 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| サンコーポラス竜岡 | 継続 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| サンコーポラス藤井 | 継続 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| サンコーポラス祖母石 | 給湯器改修 | 外壁・屋上防水改修<br>給湯器改修 | 屋上防水改修 | 給湯器改修 | 給湯器改修 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | 給湯器改修 | 屋上防水改修 | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| サンコーポラス竜岡 | 給湯器改修 | | 外壁・屋上防水改修 | | 外壁・屋上防水改修 |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |
| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| サンコーポラス藤井 | 給湯器改修 | 給湯器改修 | 屋上防水改修<br>給湯器改修 | 給湯器改修 | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | 外壁改修<br>給湯器改修 | 屋上防水改修<br>給湯器改修 | 外壁塗装 |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約５億７，０００万円です。

屋上や外装の防水工事や給湯器の改修などを計画的に行い、建物の長寿命化を図っていきます。

なお、建物の施工内容により事業費の増減はありますが、事業費の平準化を図りながら、計画的に実施します。

## １０　その他

### （1）普通財産

①　対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 旧西町建物 | S49.12.25 | RC | 50 | 50 | 未実施 | 256.00 | |
| すずらん団地浄化センター | S60.7.6 | RC | 50 | 40 | 不要 | 145.80 | |
| 韮崎東保育園 | S51.7.7 | RC | 47 | 49 | 未実施 | 728.24 | |
| 中田保育園 | S56.2.15 | RC | 47 | 44 | 未実施 | 448.90 | |
| 穴山デイサービスセンター | H13.3.31 | RC | 50 | 24 | 不要 | 582.72 | |

②　対策の優先順位の考え方

・施設の状態

旧西町建物は、建築から４０年以上が経過し、平成２３年に防水工事及び内装改修工事を実施しましたが、老朽化による機能低下が著しい状況にあります。

すずらん団地浄化センターは、平成２７年度のすずらん団地内の下水道供用開始により、不要な施設となっています。

韮崎東保育園は、公立保育園の集約化に伴い令和５年度に廃園しました。施設は、建築から40 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

中田保育園は、公立保育園の集約化に伴い平成３０年度に廃園しました。施設は、建築から 40 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

旧西町建物は、１ 階事務室に賃貸借契約が締結されており、事務所として活用されています。

すずらん団地浄化センター、韮崎東保育園、中田保育園は、現在使用されていません。

穴山デイサービスセンターは、当面の間、指定福祉避難所として活用します。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

旧西町建物は、賃貸借契約が締結されているため、契約期間終了までは維持管理が必要となります。

すずらん団地浄化センターは、地元地区から、解体、埋め戻し後に公園として活用したいとの要望があります。

・優先順位の考え方

旧西町建物は、老朽化による施設の機能低下が著しいため、賃貸借契約期間終了までに活用方法を検討します。

韮崎東保育園建設地は、住宅用地としての活用が見込まれるため、施設を解体します。

すずらん団地浄化センター、中田保育園、穴山デイサービスセンターは、引き続き活用方法、施設解体、売却等を検討します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 旧西町建物 | 廃止 | 民間譲渡等 | 賃貸借契約終了後、民間譲渡等を検討します。 |
| すずらん団地浄化センター | 廃止 | 解体 | 施設解体等を検討します。 |
| 韮崎東保育園 | 廃止 | 解体 | 施設解体します。 |
| 中田保育園 | 廃止 | 民間譲渡等 | 活用方法、施設解体、売却等を検討します。 |
| 穴山デイサービスセンター | 廃止 | 民間譲渡等 | 活用方法、施設解体、売却等を検討します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎東保育園 | 解体 | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | | | | |

④　対策費用とその効果

旧西町建物は、賃貸借契約終了（令和８年３月３１日）までに活用方法を検討します。

すずらん団地浄化センター、韮崎東保育園（解体：約７０，０００千円）、中田保育園、穴山デイサービスセンターは、活用方法、施設解体、売却等を検討します。

## １１　公園

### （1）公園

① 対象施設

| 施設名 | 建築・整備年月日 | 構造 | 耐用年数 | 経過年数 | 耐震状況 | 延床面積（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎中央公園管理棟 | H25.10.23 | RC | 50 | 11 | 不要 | 725.94 | |
| 韮崎中央公園トイレ | S60.3.1 | RC | 38 | 40 | 不要 | 73.06 | |
| 韮崎中央公園その他施設 | S60.3.1 | RC 等 | 50 | 40 | 不要 | 1,245.19 | |
| 本町ふれあい公園トイレ | H16.3.31 | RC | 38 | 21 | 不要 | 11.00 | |
| 午頭島公園トイレ | H3.4.1 | RC | 38 | 34 | 不要 | 44.16 | |
| 穴山さくら公園トイレ | H18.3.31 | LS | 24 | 19 | 不要 | 9.46 | |
| 甘利沢川さくら公園トイレ | H19.4.1 | LS | 24 | 18 | 不要 | 10.80 | |
| 韮崎駅前広場シェルター | H26.3.31 | S | 38 | 11 | 不要 | 628.00 | |
| 韮崎駅前広場駐輪場 | H26.3.31 | LS | 24 | 11 | 不要 | 194.00 | |
| 穂坂自然公園 | H23.3.28 | W | 24 | 14 | 不要 | 194.71 | |
| 新府公園トイレ | S56.4.1 | CB | 34 | 44 | 不要 | 11.35 | |

② 対策の優先順位の考え方

・施設の状態

中央公園管理棟は、平成２５年度にクラブハウス部分４３４．６㎡を増築し、その際に既存の管理棟も併せて改修しましたが、既存管理棟部分の屋根は、老朽化により改修が必要です。トイレや遊具は、老朽化等により軽微な修繕を実施しています。

中央公園トイレは、子どもや高齢の方、障害をお持ちの方など、幅広く多くの方が利用することから、ユニバーサルデザイン化による更新を行います。

甘利沢さくら公園トイレは、夜間や冬季に利用できるトイレに改修します。

その他各公園に設置されているトイレも、更新の必要はありませんが、利用頻度、老朽化により必要な修繕を行っています。

韮崎駅前広場シェルターは、設置から 10 年以上経過していますが、改修が必要な箇所はありません。

穂坂自然公園は、建築から 10 年以上が経過しておりますが、改修が必要な箇所はありません。

・施設の役割・機能、利用状況、重要性

韮崎中央公園は、市内唯一の陸上競技場やサッカー場、ミニＳＬが運行している公園であり、各種イベントや憩いの場として多くの市民に利用されており、災害時には場外離着陸場となる重要な施設です。

また、各公園に設置されているトイレも利用者にとって必要な施設です。

韮崎駅前広場のシェルターは、市民交流センターやバスの利用者にとって必要な施設であり、今後、照明設備の活用を図っていきます。

穂坂自然公園は、森林資源を活用した体験交流施設であり、平成２８年度に公園内にトレイルランニングコースを整備し、平成２９年度に大会を開催しました。自然環境の整った環境教育施設として重要な施設です。

・対策を実施する際に考慮すべき事項

韮崎中央公園は、管理を委託しており、管理者の点検により、公園利用に支障が生じないよう対策を実施していきます。

アダプトプログラムにより管理している公園施設は、団体との連携を図りながら対策を実施していきます。

穂坂自然公園は、森林に関する専門性を兼ね備えた業者に施設の管理運営を委託しており、公園利用者の支障とならないよう、閉鎖期間である冬季に対策を実施します。

・優先順位の考え方

各施設の面積は現状を維持とし、管理者による日常点検を実施し、施設の利用や老朽化の状況により、施設の更新を検討します。

③　対策内容と実施時期

・対策内容

| 施設名 | 取組の方向性 | 建物の対策 | 対策の内容 |
|---|---|---|---|
| 韮崎中央公園管理棟 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 韮崎中央公園トイレ | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 韮崎中央公園その他施設 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 本町ふれあい公園トイレ | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 午頭島公園トイレ | 更新 | 長寿命化 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施しながら、老朽化対策については必要に応じ改修を行います。 |
| 穴山さくら公園トイレ | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 甘利沢川さくら公園トイレ | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 韮崎駅前広場シェルター | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 韮崎駅前広場駐輪場 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 穂坂自然公園 | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |
| 新府公園トイレ | 継続 | 事後保全 | 維持管理費の縮減、計画保全を実施します。 |

・実施時期

| 施設名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 牛頭島公園トイレ | | | | | |
| | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| | | 改修工事 | | | |

④　対策費用とその効果

計画期間における概算費用は、約１，０００万円です。

各施設とも老朽化や施設の利用頻度を考慮し、他の施設の改修状況により、総合管理計画に定める年数を経過した施設から改修を行い、計画保全に努めます。

## 第３章　計画の実行

### １　計画の実施

計画の実施にあたり、廃止や更新等重大な内部意思決定が必要な案件については、毎年度予算編成に先立って行われる政策課題検討会議や随時開催される政策会議において最終決定します。その際、財政状況等により、計画が変更にある場合があります。

そのうえで、必要に応じ、個別施設ごとに外部機関への諮問等所要の手続きをとり、議会の審議を経て計画を実施していきます。

### ２　フォローアップの方法

計画の進捗状況、成果については、施設所管課の担当リーダーを中心とする公共施設等マネジメント推進チームにより評価を行い、政策会議等への報告、協議により、次年度以降の取り組みを進めていきます。

また、計画の進捗状況については、毎年度作成している「公共施設等情報シート」により、ホームページにおいて公表します。

なお、進捗状況や財政事情や制度改正等により、変更の必要性が生じた場合には、本計画の見直しを適宜行っていきます。